

第3章

倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応

1 調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22—1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22—2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いがあるとの情報を得た場合には、任命権者により必要な事実確認等が行われるとともに、倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは倫理審査会に端緒報告がなされ、任命権者による調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として任命権者が懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。なお、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会が自ら懲戒処分を行うことができることとされている。

また、倫理審査会では、倫理法等違反に関する情報を公務員倫理ホットラインなどを通じて、電子メール、投書等で得るほか、新聞報道等によっても得ており、これらの情報を得たときは、任命権者に依頼し、必要な事実確認等が行われることとなる。

2 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

(1) 調査及び懲戒処分等の件数

令和6年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は11件であり、前年度から継続して調査が行われた事案はなかった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは6件で合計6人（免職1人、停職2人、減給3人）であった（下記（2）参照）。また、各府省の内規による訓告・厳重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは5件で合計5人であった。なお、令和6年度の調査が令和7年度に継続された事案はない。

これらを前年度（令和5年度）と比べると、新たに開始された調査件数及び処分等件数は前年度と同数であった（表3-1）。

表3-1 調査及び懲戒処分等の件数等の推移

（単位：件、人）

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計 (平成12～令和6年度)
調査開始事案数（件）		11 〈0〉	15 〈2〉	9 〈2〉	11 〈0〉	11 〈0〉	457
処分等件数（人数）		9 (29)	13 (46)	7 (16)	11 (17)	11 (11)	431 (1,565)
懲戒処分件数（人数）		7 (20)	11 (20)	3 (9)	5 (5)	6 (6)	260 (591)
免職		0 (0)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	74 (91)
停職		2 (2)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	52 (63)
減給		3 (11)	5 (10)	2 (7)	0 (0)	3 (3)	75 (157)
戒告		5 (7)	0 (4)	1 (2)	3 (3)	0 (0)	111 (280)
矯正措置件数（人数）		5 (9)	4 (26)	6 (7)	8 (12)	5 (5)	240 (974)

- （注）1 〈 〉 は前年度からの継続事案数（外数）を表す。
 2 1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに件数を計上しているため、懲戒処分の件数と矯正措置の件数との合計は、処分等件数と一致しない。
 3 1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに件数を計上しているため、内訳（免職等）の件数の合計は、懲戒処分件数と一致しない。
 4 1事案につき調査結果報告が複数回行われた場合には、処分等件数は、最初に調査結果報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数は、それぞれの処分等に係る調査結果報告が行われた年度に計上している。

(2) 倫理法等違反事案の概要

令和6年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は、表3-2のとおりである。

表3-2 令和6年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第5条第1項違反）	減給6月 (1/10) (1人)	財務省の施設等機関の職員1人が、利害関係がない事業者から金銭の貸付けを1回（500万円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。
2	贈与等報告書を提出せず、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理法第6条第1項、倫理規程第5条第1項違反）	減給3月 (1/10) (1人)	在外公館の職員1人が、利害関係がない事業者から供応接待等を複数回（合計113,000円相当以上）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受け、また、贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	贈与等報告書を提出せず、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理法第6条第1項、倫理規程第5条第1項違反）	減給3月 (1/10) (1人)	地方警務官1人が、利害関係がない事業者から飲食の供応接待を13回（合計約13万円）受け、当該飲食の際、同事業者の自動車により送迎を13回（合計約57km）受けたほか、物品の贈与を複数回（合計約14万円相当）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受け、また、贈与等報告書を提出しなかったもの。
4	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第5条第1項違反）	停職6月 (1人)	国税庁の地方支分部局の職員1人が、利害関係がない2事業者から、複数回にわたり、物品の贈与及び飲食の供応接待を受け、タクシー運賃を負担させ（合計約75,000円）、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反）	免職 (1人)	法務省の施設等機関の職員1人が、不利益処分及び行政指導の相手方として利害関係がある者2人から、職務上不正な行為をし、その謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、他者を介し、金銭の贈与を4回（合計335,000円）受けたもの（職員は収賄等の容疑で逮捕・起訴され、有罪判決を受けている。）。 また、不利益処分及び行政指導の相手方として利害関係がある別の者から、他者を介し、金銭の贈与を1回（2万円）受けたもの。
6	利害関係者から金品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、供応接待を受け、共にゴルフをし、共に旅行をした事案（倫理規程第3条第1項第1号、第4号、第6号、第7号、第8号違反）	停職6月 (1人)	厚生労働省の地方支分部局の職員1人が、利害関係がある複数の事業者から、交通費として金銭の贈与を17回（合計149,796円相当）受け、物品の贈与を7回（合計35,850円）受け、自動車により2回送迎させて無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を9回（合計83,809円相当）受けたほか、ホテル宿泊の供応接待を1回（7,200円）受けたもの。 また、立入検査、監査又は監察及び不利益処分の相手方として利害関係がある複数の者と共にゴルフ及び旅行を複数回し、物品の贈与を受けたほか、飲食の供応接待を複数回受けたもの。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、5件で合計5人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

- ・ 利害関係者から物品の贈与を受け、贈与等報告書を提出しなかった事案（倫理法第6条第1項、倫理規程第3条第1項第1号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反）4件4人

第2編 補足資料

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（令和5年度 各府省等別内訳）

（単位：件）（単位：人）

府省等	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計		【参考】 在職者数 (常勤)
		うち 2万円超		うち 2万円超	うち立食 パーティー		うち 2万円超		うち 2万円超	
会計検査院	1	1	19	3	19	1		21	4	1,114
人事院	1					2	1	3	1	578
内閣官房	1		18		7	19	8	38	8	1,169
内閣法制局			7			5	5	12	5	73
内閣府	1		41	3	36	11	5	53	8	2,394
宮内庁						1	1	1	1	965
公正取引委員会	6	4	8		8	2	2	16	6	799
国家公安委員会	2		3		2	1	1	6	1	8,210
警察庁	2		14		14	24	21	40	21	
金融庁	8		191	41	179			199	41	1,519
消費者庁			43	2	43			43	2	382
デジタル庁			13	3	12	2	1	15	4	458
復興庁			5	2	5	2	2	7	4	202
総務省	23	3	158	16	145	10	9	191	28	4,268
消防庁			16	3	16	3	3	19	6	166
法務省	23	1	137	1	116	258	159	418	161	44,864
出入国在留管理庁	20		4		3	6	4	30	4	6,044
公安調査庁						5	4	5	4	1,643
外務省	43	9	148	13	4	8	6	199	28	6,364
財務省	3		151	3	130	14	3	168	6	16,129
国税庁			76	5	72			76	5	54,632
文部科学省	4	2	99	8	72	3	1	106	11	1,708
スポーツ庁	8	2	20	5	14	2	2	30	9	107
文化庁			15	1	13	41	17	56	18	293
厚生労働省			131	13	118	63	31	194	44	32,005
中央労働委員会			3	2	3			3	2	96
農林水産省	24	1	331	80	270	2	2	357	83	12,989
林野庁			63	1	52	1	1	64	2	4,244
水産庁			41	6	38			41	6	924
経済産業省	4		239	22	191			243	22	4,368
資源エネルギー庁			5		5			5		425
特許庁	1		59	17	44	1	1	61	18	2,656
中小企業庁			8	1	8			8	1	184
国土交通省	8		852	63	792	4	1	864	64	37,829
観光庁			29	3	25			29	3	213
気象庁			4		4			4		4,356
運輸安全委員会			16	1	16			16	1	166
海上保安庁			55	1	41			55	1	13,475
環境省			61	5	47	1		62	5	2,023
原子力規制委員会			1					1		974
合計	183	23	3,084	324	2,564	492	291	3,759	638	

（注）1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

2 報告書の提出のない府省等は省略した。

3 在職者数については、内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」（令和5年7月1日現在）による。